

広島県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社小松薬局本庄店	呉市焼山本庄四丁目八番一三号	平成二十三年一月一日
ケツメイシ薬局	呉市焼山中央二丁目九番四〇号	平成二十三年二月一日
仁方本町薬局	呉市仁方本町二丁目九番二五号	平成二十三年二月一日
医療法人社団誠和会田中医院	尾道市因島三庄町一六一八番地一	平成二十三年一月一日
伊東歯科医院	大竹市新町一丁目二番一三号	平成二十三年一月一日
医療法人社団清流会双樹クリニック	廿日市新宮二丁目一六七番一号	平成二十三年一月一日